

■ 給与支払報告書(総括表)の記入について

6 給与支払報告書(総括表) 枚方市長 (追加・訂正)

給与の支払期間 令和 年 月 分から 年 月 日まで

給与支払者の個人番号又は法人番号 ←(右詰めで記入してください)【注1】

指定番号 12345678

枚方市報告員については、今回の提出分につき、それぞれ該当する人数をご記入ください。

提出する町村数

特別徴収	在職者	人
住民税を給与から差し引く人		
普通徴収	退職者	人
住民税を給与から差し引くできない人	乙欄その他	人
計		人

総括表に印字されている事業所の所在地、名称、電話番号等に変更・誤りがあった場合は黒ペンで印字を消し、変更内容を「上記変更の場合」の欄に記入してください。
※合併・分割・法人成り等による事業所名の変更の場合は、指定番号が変わりますので、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」及び「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を併せて提出してください。

同上の所在地又は給与支払者の住所【注2】
枚方市〇〇町△丁目×-□ (電話番号 072-800-xxxx)

上記変更の場合
〒111-1111 枚方市〇〇ヶ丘町△番地 (電話番号 072-800-□□□□)

特別徴収関係書類の送付先(給与支払者の名称・所在地と宛先を別設定する場合)【注3】
〒111-1111 □□市▽〇町△-□ ×××株式会社

送付先(新規・変更・廃止(いずれかがある場合のみ○を記入し新規・変更の場合は送付先を記入してください))

連絡者の氏所属課、係及び電話番号
給与支払者の名称・所在地と別のところに送付先を設定する場合は、新規・変更のいずれかに○をして、新しい宛先を黒ペンで記入してください。又、設定していた送付先を終了する場合は廃止に○をしてください。

氏名 (電話番号 -)

eLTAX地方税共通納税システム・金融機関の納入サービスを利用する為、納入書が不要となる場合は「不要」を黒ペンで囲んでください。

前職分給与について
前職分給与を含んでいますか? はい いいえ
「はい」を選択した場合は必ず個人別明細書の摘要欄に内訳を記入してください

給与支払報告書(個人別明細書)につけて令和六年一月三十一日までに提出してください。

■ 給与支払報告書の提出について(お願い)

本市の市・府民税の特別徴収については平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。
給与支払報告書の提出については、令和6年1月1日現在枚方市に居住されている方で、前年中に給与の支払いを受けた方すべてについて給与支払報告書を提出していただきますようお願いいたします。なお、今年度について該当者がいない場合も、総括表の報告人員の欄に「0」を記入し、総括表のみをお送りください。

※給与支払報告書(個人別明細書)について、正本のみ提出してください。(副本は不要です)
※給与支払報告書を提出いただく際には同封の総括表をご使用ください。また、会計事務所等に事務を依頼される場合や一般の総括表をご使用の場合も、必ず同封の総括表を添付していただき、印字内容等に変更がある場合は、変更内容を「上記変更の場合」等の欄へ記入のうえ、提出してください。

- 給与支払報告書の提出後に追加や訂正があった場合
給与支払報告書提出後に追加分または訂正分が発生した場合は、一般の総括表及び個人別明細書に「追加」または「訂正」と朱書きし、提出してください。
- 給与支払報告書の提出後に異動(退職等)があった場合
給与支払報告書提出後に令和6年度特別徴収対象者の従業員に異動(退職等)があった場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

■ eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書の提出の義務化について

前々年の所得税の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の事業所は、市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAX又は光ディスク等にて提出することが義務づけられており、枚方市ではeLTAXを推奨しています。なお、eLTAXの利用は事前の登録が必要です。詳しくは、枚方市のホームページをご覧ください。

■ 個人住民税の特別徴収を徹底しています。

大阪府と府内市町村では、法令遵守及び納税者の利便性向上の観点から、原則としてすべての事業者について、平成30年度から特別徴収義務者に指定し特別徴収を徹底しています。
特別徴収の対象となる従業員には、原則として、正規従業員だけでなく、アルバイト・パートなど、所得税が源泉徴収されている方は、全て含まれます。

(ただし、同封の普通徴収切替理由書に記載のある理由に該当する方のみ、普通徴収での処理が可能となります。)

<お問合せ・送付先>
〒573-8666
枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市役所 市民税課
電話 072-841-1221(代表)
072-841-1353(直通)
FAX 072-841-3039

普通徴収には理由書が必要となっています。
普通徴収切替理由書をご記入の際には理由書に記載の<留意点>を必ずお読み頂き、内容確認の上提出してください。

※給与支払報告書(総括表)に必要事項を記入のうえ給与支払報告書(個人別明細書)と一緒に令和6年1月31日(水)までにご提出ください。
なお、個人別明細書の記入については裏面をご覧ください。

■ 普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)について

普通徴収には理由書が必要となっています。
「給与支払報告書(総括表)」横にある「普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)」は、普通徴収として取り扱う従業員がいる場合、給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳を記入後、仕切紙としてお使いください。